

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 31 日

別記病院等 御中

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課
(公 印 省 略)

「全国がん登録 情報の利用マニュアル」及び「全国がん登録 情報の提供マニュアル」
の改訂について

がん対策の推進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）において、病院又は指定された診療所（以下「病院等」という。）の管理者は、当該病院等における初回の診断を行った原発性のがんに関する届出対象情報を、都道府県知事に届け出ることとなっており、届出対象情報を基に全国がん登録データベースに記録された情報について、全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの匿名化された情報を利用することができます。

これまで、「全国がん登録 情報の利用マニュアル 第 2 版」（以下「旧利用マニュアル」という。）及び「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第 6 版」（以下「旧提供マニュアル」という。）等に基づき、情報の利用及び提供を行っていただいております。

今般、旧利用マニュアルを「全国がん登録 利用マニュアル 第 3 版」（以下「新利用マニュアル」という。）、旧提供マニュアルを「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第 7 版」（以下「新提供マニュアル」という。）へ改訂し、下記ホームページで提供を開始いたしました。また、各種旧マニュアルと各種新マニュアルの改訂前後を比較した新旧対照表を作成したので、送付いたします。

貴院におかれましては、下記の各種新マニュアルを参照し、罹患情報等の都道府県知事への適切な届出及び情報の利用を行っていただくようお願いいたします。

記

- ・新利用マニュアルの URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/001732031.pdf>
- ・新提供マニュアルの URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/001732037.pdf>

以上

(別記)

管内の全ての病院

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）第 6 条第 2 項の規定により指定
された診療所